

嘉手納町一般介護予防事業 ロコモアップ教室 仕様書

1. 事業目的

地域の高齢者が、運動器の機能向上の重要性を理解し実践する事で、地域において介護予防に資する自発的な活動が実施され、主体的に介護予防に向けた取り組みが実施されることを目的とする。

2. 事業対象者

第1号被保険者（70歳以上の者）

3. 事業内容

運動器の機能向上プログラムを集团的・通所形態により実施する。

(1) 実施内容

①参加者の事前申込受付（1会場毎に1回）および開始後は随時申込を受付け、名簿を作成する。

②体力測定（教室開始時及び終了時）

③事前・事後のアセスメント及び評価

④運動器の機能向上プログラムの実施

対象に応じた運動方法の個別アドバイス、理論に基づいた介護予防知識の提供を行い、特別な道具を要さずに個々が継続して行える運動を実施し、主体的に健康づくり・介護予防が行えるよう指導する。

⑤地域での自主活動へむけての支援

⑥地域包括支援センターへの報告・相談

(2) 1回の具体的実施時間

60分以内（事前準備、運動前後の健康チェック、後片付け等を含む）

(3) 教室開催回数

町内の3行政区(東区・北区・西浜区)に各1クラスを設置し、1クラスにつき通年で35回開催（計105回）。

(4) 会場

①屋良町営住宅 集会場

②県営嘉手納高層住宅 集会場

③西浜区コミュニティセンター

(5) 定員 各教室10名とする。

(6) 傷害保険

事業実施者において加入すること。

4. 事業実施期間及び実施時間

(1) 事前申込受付：令和2年6月

（各会場にて1回、申込日を設けて受付を行う（計3回））

(2) 教室開催期間：令和2年7月～令和3年3月

(3) 教室開催時間：午後2時から3時

5. 実施体制

(1) 人員体制

健康運動指導士または介護予防運動指導員等、運動器の機能向上事業の実施が可能な資格を有する者1名と補助員1名以上

(2) 安全管理

事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること。

(3) その他

運動に必要な道具については、前もって調整すること。

6. 個人情報の保護

(1) 業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成14年条例第25号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること。

(2) 業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

7. 実施報告

教室開始時に参加登録者名簿を作成し、地域包括支援センターに報告を行う。また、新規の登録があった場合は翌月10日までにセンターに名簿を報告するものとする。事業終了時には評価を含めた実施報告書を提出すること。

8. 契約

契約期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする。